

# 64歳以下の方も2回目接種完了日から 6か月経過後に3回目接種が受けられます



▲ワクチン  
個別接種



▲ワクチン  
接種情報

【区の集団接種会場接種スケジュール】 下表のとおり

18歳以上の方は、ご自身の2回目接種完了日から6か月経過後に接種を受けることができます。

最新の情報は、新宿区ホームページでご確認ください。3回目接種は武田/モデルナ社製ワクチンも活用します。  
妊婦の方(配偶者・パートナーを含む)や基礎疾患がある方で予約が難しい方は、区コールセンターにご相談ください。

【個別接種】18歳以上の方は、2回目接種完了日から6か月経過後の日付で接種を受けることができます。各医療機関に直接、お申し込みください。

対象者 (2回目接種完了時期) <small>※2回目接種を受けた時期により、3回目接種券の発送・接種時期が異なります。</small>	接種券 発送時期	区集団接種の 接種時期 (予定)	区集団接種の 接種予約 開始時期(予定)	区集団接種の 予約方法等
令和3年 7月 令和3年 8月	1月31日に 発送済	2月以降	2月4日から予約受付中	予約サイト・ 区コールセンターで 予約  ※2回目接種を令和3年6～8月に 完了した65歳以上の方は、2回目 接種完了からおおむね8か月経過 後の日程で、区が集団接種日時・ 会場を割り当てています。 予約は不要です。割り当てられ た日時・会場においてください。 ※変更を希望する方は、下記予約 サイト・区コールセンターで変更 してください。
令和3年 9月		3月以降	2月15日午前8時30分 予約開始 (3月1日(火)以降接種可)  ※2月15日から東京ドームでの 接種予約(3月分)を開始します。 詳しくは、新宿区ホームページへ。	
令和3年 10月～12月	2月28日(月) (予定)  ※1月以降に2回目接種 完了した方は、接種 対象月の前までに接 種券を発送します。	※2回目接種完了から 6か月経過後した後、接 種を受けられます。	※4月以降分の予約開始日 は決まり次第、広報新宿後 号・新宿区ホームページ等 お知らせします。	

## ワクチン接種予約サイト

(パソコン・スマートフォン用)

<https://vaccine-info-shinjuku.org/>



▲予約サイト  
(新宿区ホームページからも  
アクセス可)

## 区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

(午前8時30分～午後7時)

☎03(4333)8907 ☎0570(012)440 ナビダイヤル

★主な対応言語…English, 中文, 한국, ไทย, Tiếng Việt, Tagalog, ગુજરાતી, नेपाली, Le français

FAX050(3852)1343(聴覚に障害のある方等向け)

# 江戸川河川敷24番 グラウンドが サッカー場に 変わります



▲同敷地内にあるサッカー場(イメージ)

4月から江戸川河川敷24番グラウンド(埼玉県三郷市市助地先)が軟式野球専用から天然芝のサッカー場(S4グラウンド)に変わります。22番グラウンドは引き続き硬式野球(中学生まで)ができる野球場として利用できます。

団体登録方法や申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

【利用可能日・利用種目】▶22番グラウンド(土・日曜日、祝日)…硬式野球(中学生まで)、軟式野球、ソフトボール等

▶S4グラウンド(日曜日)…サッカー

※S4グラウンドにはサッカーゴールを設置していますが、ラクロス、ラグビーの練習などにも利用できます。

【利用時間】▶4月～9月…午前6時～午後6時、▶10月～12月・3月…午前6時30分～午後4時30分

※毎年1月・2月は芝養生期間のため利用できません。

【利用料】1面1時間2,500円

【問合せ】新宿未来創造財団 ☎(3232)7701・☎(3209)1833へ。

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(家計急変世帯分)

申請期限は  
9月30日(金)



## 【対象】家計急変世帯

●家計急変世帯とは

令和3年度住民税(均等割)が課税されている世帯のうち、新型コロナの影響を受けて収入が減少し、令和3年度住民税(均等割)が課税されている世帯員全員の年間収入見込額が「住民税非課税水準相当額以下」の世帯をいいます(非課税水準相当額について詳しくは、新宿区ホームページ(上二次元コード)を参照)。  
※年間収入見込額は、令和3年1月～4年9月の任意の1か月の収入を12倍して算出します。  
※すでに住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の給付を受けた方がいる世帯は対象になりません。  
※令和3年度の住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象になりません。  
※要件を満たさない世帯員が1人でもいる世帯は対象になりません。

## よくある質問



Q. 令和3年中に自己都合で会社を退職しました。現在は収入がありませんが、対象になりますか。

A. 新型コロナの影響で収入が減少したのでなければ、対象になりません。



新宿シンちゃん



Q. アルバイトで生計を立てています。新型コロナの影響でシフトが減り、収入が減少しました。申請できますか。

A. シフトが減った原因が新型コロナの影響なら申請できますが、対象世帯の要件を満たさない場合は支給されません。



新宿シンちゃん

## 【支給額】

▶1世帯につき10万円

## 【必要書類・申請方法】

●必要書類

- ▶申請書(請求書)
- ▶振込口座が確認できる書類
- ▶収入(所得)の証明書類の写し
- ▶申請者の本人確認書類の写し

●申請方法

上記の必要書類をご用意いただき、原則郵送で申請してください。詳しくは、新宿区ホームページ(上二次元コード)をご覧ください。  
※申請書や送付用封筒等は区役所本庁舎・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

手続きなどのお問い合わせはこちら

区臨時特別給付金コールセンター ☎0120(005)885・☎(5273)4366

【開設期間】9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) 【受付時間】午前8時30分～午後7時